

RASANTER

SPEEDGUN CHALLENGE!!

最速の称号を手に入れるのは誰だ

000 Km/h

挑戦者
求む!!



詳細は弊社ホームページ内の
「イベント・キャンペーン」にて
www.andro.jp

開催日：9月23日（土）
開催時間：19:30～20:30

参加費無料

国際卓球株式会社
ル・クール YOKOHAMA
神奈川県横浜市南区別所2-6-2
上大岡マンション1F

「RASANTER SPEEDGUN CHALLENGE!!(ラサンタースピードガンチャレンジ!!)」参加規約

第1条(本規約の範囲)

本規約は、株式会社andro Japan(以下「主催者」といいます。)が主催者製品等のPRイベントとして開催する、「RASANTER SPEEDGUN CHALLENGE!!(ラサンタースピードガンチャレンジ!!)」(以下「本イベント」といいます。)への参加において適用される条件を定めるものです。本イベントにご参加される方(以下「参加者」といいます。)は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

第2条(本イベントの概要・参加料等)

1 本イベントは、主催者所定のスピードガンを用いて、参加者の打球スピードを計測するものです。
2 参加者は、本イベントのルールの全てを決定し、参加者はこれに従うものとします。
3 参加者の参加料は無料とします。

4 本イベントへの参加にあたって必要となる飲食物その他一切の準備については、参加者が行うものとします。

5 主催者は、本規約の定めに従い、本イベントの開催日において一番速いスピードを出した参加者その他主催者が指定する参加者の顔写真および名前を使用・公表することができるものとします。

第3条(本イベントへの参加申込等)

1 本イベントの参加希望者(以下「参加希望者」といいます。)は、主催者所定の手続に従い、参加の申込(以下「参加申込」といいます。)を行うものとします。

2 主催者は、本規約を承諾し、前項の参加申込を行った参加希望者に対し、本イベントの参加を許諾する旨を通知します。主催者と参加者の本イベントの提供にかかる契約(以下「本契約」といいます。)は、主催者がかかる通知を行ったときに有効に成立し、参加希望者は本規約の定めに従い、参加者たる資格を取得するものとします。

第4条(個人情報の取り扱い)

1 参加者の個人情報を本イベントの記録および第2条第5項に定める目的等に利用するものとし、参加者の同意なく、かかる利用目的以外で使用することや第三者に開示することはございません。

2 主催者は、参加者の個人情報について、主催者が別途定める「個人情報保護方針」(http://www.andro.jp/?page_id=3576)に則って厳重に管理します。

第5条(録音・録画・撮影記録等の使用)

1 主催者が本イベントにおいて行った録音・録画・撮影に関する記録および参加者のコメント(以下「録音・録画・撮影記録等」といいます。)にかかる肖像権・著作権その他一切の権利は、主催者に帰属するものとします。主催者は、使用期間および使用地域を問わず、録音・録画・撮影記録等を主催者の本イベントの記録および一切の商業上の目的のために使用することができます。主催者は、録音・録画・撮影記録等を放送・広告・印刷・商品・各種メディア(CD・ROM・インターネット等)を含むあらゆる媒体で使用できます。

2 参加者は、主催者が明示的に許諾する場合を除き、録音・録画・撮影記録等の選択・編集等に対して、異議申し立て等を一切行うことができません。参加者は、録音・録画・撮影記録等に関する肖像権・プライバシー権・パブリシティ権・著作権・および著作者人格権等一切の権利を行なうことができないものとします。

第6条(注意事項等)

1 参加者は、主催者が明示的に許諾する場合を除き、録音・録画・撮影その他のいかなる方法または媒体を用いるかを問わず、本イベントにかかる情報(参加者のコメントを含む。)を記録および使用できません。

2 参加者は、本イベントの参加に際して、他の参加者から取得了した一切の個人情報について、当該他の参加者の同意なく、利用または第三者への開示もしくは漏洩してはならないものとします。主催者は、参加者による他の参加者の個人情報の取り扱いは一切の責任を負わないものとします。

第7条(参加者資格の取消等)

1 参加者が以下の項目に該当する場合、主催者は、事前に通知することなく、直ちに本規約を解除し、当該参加者の参加者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

①参加申込において、虚偽の申告を行った場合は本規約に違反した場合

②當利またはその準備を目的とした行為、その他主催者が別途禁止する行為を行った場合

③その他参加者として不適切と主催者が判断した場合

2 主催者は、前項に定める場合のほか、参加者が本イベントの進行の妨げになると判断した場合、退場その他の処分を命じることができます。

第8条(本イベントの中止・中断・変更)

主催者は、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止・中断・変更することができます。

第9条(免責)

1 参加者は、参加者の怪我・傷病・体調不良もしくは携行品の紛失等の事故または参加者間で生じた問題につき、主催者の責めに帰すべき事由によるものを除き、一切の責任を負いません。

2 参加者は、録音・録画・撮影記録等の使用に起因する問題等につき、参加者に対し一切の責任を負いません。

3 本イベントにおいて測定される参加者の打球のスピードの測定値は、状況に応じて変化する可能性があるため、主催者は、当該測定値の正確性について責任を負わないものとします。

4 前3項に定めるもの他、主催者は、本イベント中に参加者が被ったいかなる損失・損害についても一切の責任を負いません。ただし、主催者の責めに帰すべき事由によるものを除きます。

第10条(準拠法および裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および本イベントにかかる一切の紛争は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



公式 Facebook ページ
www.facebook.com/androtabletennis/



YouTube 公式 YouTube チャンネル
<https://www.youtube.com/androtabletennis/>

